

令和元年8月30日

## 輸入数量に基づく特別緊急関税対象物品の令和元年度(平成31年度) における輸入数量等

関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第7条の3第8項の規定に基づき、同法別表第1の6に掲げる物品について、令和元年度（平成31年度）の初日から令和元年7月31日までの、これらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量（協定対象外輸入数量）を下記のとおり公表する。

### 記

項	概要	上段：輸入基準数量	上段：輸入数量	差分
		下段：協定対象外輸入基準数量	下段：協定対象外輸入数量	
1	低脂肪乳	0トン	0トン	0トン
		0トン	0トン	0トン
2	飲用乳	64トン	42トン	22トン
		0.1トン	42トン	超過済
3	クリーム	29トン	14トン	15トン
		7.8トン	14トン	超過済
4	粉乳類	50,712トン	12,488トン	38,224トン
		11,065トン	11,922トン	超過済
5	無糖れん乳	2,168トン	461トン	1,707トン
		7.7トン	453トン	超過済
6	加糖れん乳	116トン	106トン	10トン
		13トン	13トン	0トン
7	ヨーグルト	13トン	14トン	超過済
		0トン	14トン	超過済
8	バターミルク	188トン	11トン	177トン
		5.6トン	3.4トン	2.2トン
9	ホエイ及び調製ホエイ	67,925トン	11,852トン	56,073トン
		36,287トン	10,529トン	25,758トン
10	その他の乳製品	12,628トン	1,906トン	10,722トン
		6,836トン	1,906トン	4,930トン
11	バター	15,408トン	8,888トン	6,520トン
		731トン	8,776トン	超過済
12	雑豆	109,966トン	31,308トン	78,658トン
		78,537トン	18,226トン	60,311トン
13	小麦及びその加工品・調製品	5,887,756トン	1,695,783トン	4,191,973トン
		3,064,807トン	1,655,291トン	1,409,516トン

14	大麦及びその加工品・調製品	1,318,203 トン	369,143 トン	949,060 トン
		212,886 トン	90,567 トン	122,319 トン
14の2	米及びその加工品・調製品	800,623 トン	167,286 トン	633,337 トン
		714,372 トン	167,286 トン	547,086 トン
15	コーンスターク	1,135 トン	864 トン	271 トン
		125 トン	864 トン	超過済
16	ばれいしょでん粉	16,410 トン	2,875 トン	13,535 トン
		2,906 トン	2,812 トン	94 トン
17	マニオカでん粉	164,864 トン	50,018 トン	114,846 トン
		161,600 トン	50,018 トン	111,582 トン
18	サゴでん粉	22,074 トン	4,147 トン	17,927 トン
		22,074 トン	4,147 トン	17,927 トン
19	その他のでん粉	1,765 トン	527 トン	1,238 トン
		858 トン	527 トン	331 トン
20	イヌリン	791 トン	311 トン	480 トン
		6.9 トン	21 トン	超過済
21	落花生	37,320 トン	14,997 トン	22,323 トン
		37,406 トン	14,997 トン	22,409 トン
22	こんにゃく芋	372 トン	107 トン	265 トン
		344 トン	107 トン	237 トン
23	ミルク調製品	9,563 トン	2,135 トン	7,428 トン
		1,792 トン	672 トン	1,120 トン
24	でん粉調製品	108 トン	54 トン	54 トン
		101 トン	54 トン	47 トン
25	コーヒー又は茶の調製品(ミルク30%以上)	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
26	その他の調製品(ミルク30%以上)	6,267 トン	1,047 トン	5,220 トン
		143 トン	568 トン	超過済
27	調製食用脂	21,111 トン	2,835 トン	18,276 トン
		98 トン	516 トン	超過済
28	繭	8.5 トン	0 トン	8.5 トン
		8.5 トン	0 トン	8.5 トン
29	生糸	479 トン	77 トン	402 トン
		475 トン	77 トン	398 トン

【備考】

- ・項番号は、関税暫定措置法別表第1の6の項番号。
- ・特別緊急関税の発動条件は、輸入数量が輸入基準数量を超え、かつ、協定対象外輸入数量が協定対象外輸入基準数量を超えること。